

秋田県町村電算システム共同事業組合議会の定例会の回数
を定める条例

平成25年4月9日
条例第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき秋田県町村電算システム共同事業組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。